

社会福祉法人大阪社会医療センター

大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例施行要綱第8条第1項第1号から第4号に掲げる事項

1 当該法人を通じて達成しようとする本市の施策の内容

あいりん地域及びその周辺地域において無料低額診療及び医療・福祉に関する相談支援等のサービスを総合的かつ一体的に提供すること。

2 当該法人以外の法人その他の団体によっては1の施策を達成することが困難である理由

当該法人については、複雑な個人的事情を抱え行政に対する様々な思いを持つ方も多いという、あいりん地域及びその周辺地域の状況に鑑み、無料低額診療及び医療・福祉に関する相談支援等のサービスの提供を、本市の事業としてではなく当該法人の事業を支援する形で行ってきた経過があり、本市や本市が設立した地方独立行政法人等には当該事業を行うノウハウや体制がなく、当該法人は、安定的かつ効率的に当該事業を行うための豊富な経験・ノウハウや体制を有する唯一の事業者である。
(大阪市外郭団体の指定に関する基準を定める規程第3条第1項第1号ア(7)に該当)

3 1の施策を達成するために当該法人に求める役割

あいりん地域及びその周辺地域における無料低額診療及び医療・福祉に関する相談支援等を将来にわたって安定的かつ継続的に実施するとともに、当該地域における医療・福祉に関する実情等の情報を本市に提供すること。

4 当該法人に3の役割を果たさせる上で当該法人が行う本市の果たすべき役割を補完し又は代替する活動（以下「本市の補完・代替活動」という。）について本市が指導及び調整をすることが必要であり、かつ、監理という手法が当該法人の事業活動に対する他の指導及び調整の手法と比較してより適切かつ効果的であるとする理由

(1) 当該法人が行う本市の補完・代替活動の指導及び調整の必要性

現在当該法人は本市からの補助金を受けて行っている無料低額診療及び医療・福祉に関する相談支援等を行っているが、当該法人が診療の確保や相談支援等に関する知識・ノウハウを有する人材を安定的かつ継続的に確保し、将来にわたって継続して無料低額診療及び医療・福祉に関する相談支援等を行うようにしていくためには、当該法人の事業活動の方針等について当該法人の自律性にゆだねるのではなく本市が指導及び調整をする必要がある。

(2) 監理という手法の比較優位性

当該法人の事業活動の方針等をコントロールするためには、本市が有する影響力を通じて当該法人の事業経営全般を監理することが最も効果的である。